

## 地域密着型サービス事業者の 指定について

# 1. 地域密着型通所介護の創設について

## 制度の概要

- 介護保険法の改正により、平成28年4月1日から、定員18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護に移行し、地域密着型サービスに位置付けられます。
- 地域密着型通所介護は介護のみで予防はありません。
  - ※地域密着型通所介護を利用するのは、要介護1から要介護5と判定された方のみになります。
  - ※要支援1・2と判定された方は、従来の介護予防通所介護（春日井市介護予防・日常生活支援総合事業の予防給付相当サービス）を利用します。

## 移行形態

- 平成28年3月31日時点で指定を受けている通所介護事業所は、休止中の事業所も含めて自動的に地域密着型通所介護のみなし指定を受けるため、届出等は不要です。

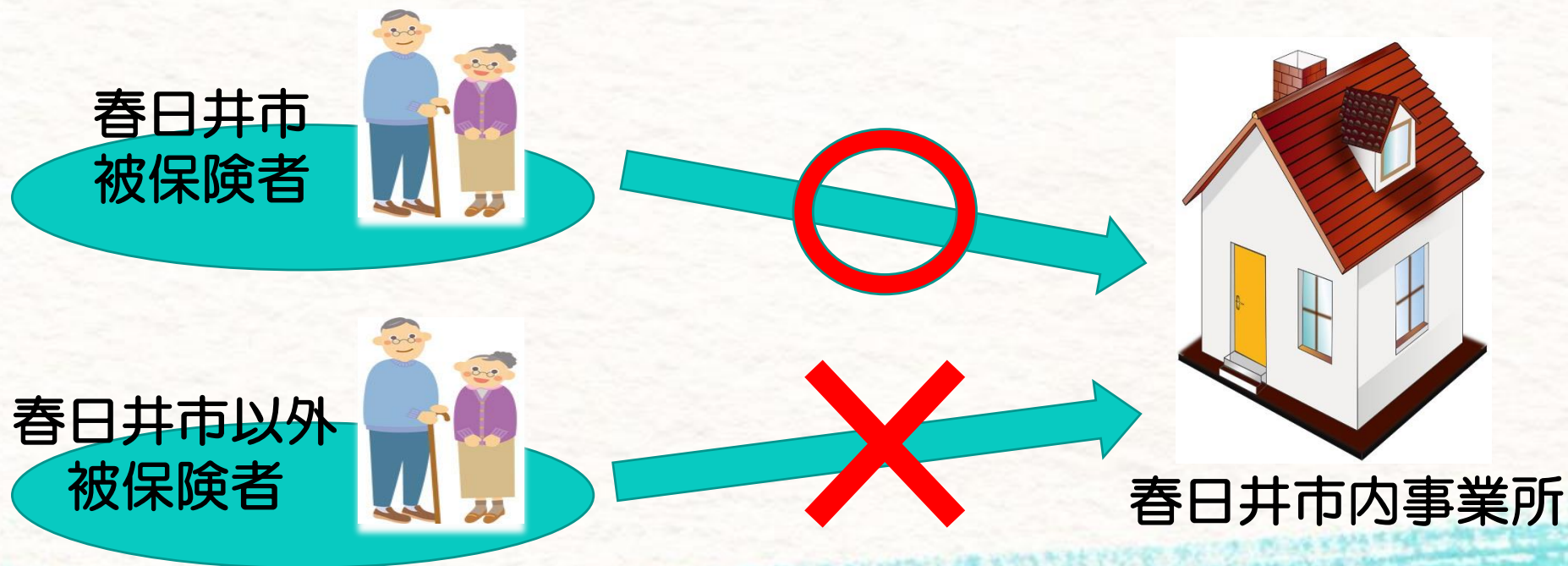
### ※ 移行予定数

通所介護 (市内全事業所数)	地域密着型通所介護
97事業所	59事業所

(平成28年3月1日時点)

## 地域密着型に移行後の変更点

- ① 指定権者が愛知県から春日井市となります。  
(新規指定、変更届、指定更新の届出先等)
- ② 原則、春日井市の被保険者しか利用できなくなります。



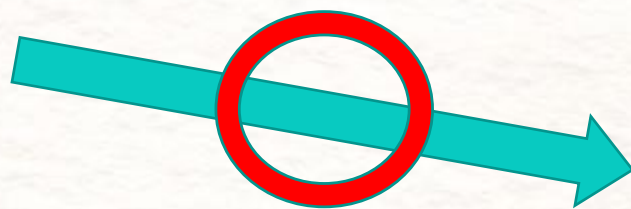
## 地域密着型に移行後の変更点

### 【例外】

平成28年3月31日時点で利用契約のある他市町村の利用者については、引き続き利用が可能となります。

(春日井市以外)

平成28年3月31日  
時点で利用契約あり



春日井市内事業所

平成28年3月31日  
時点で利用契約なし



## 地域密着型に移行後の変更点

- ③ 運営推進会議の設置が義務付けられます。
- 地域密着型通所介護事業所は、新たに運営推進会議を定期的に（概ね6か月に1回）開催することになります。
- 構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員または市の職員です。

地域密着型通所介護の人員及び設備等に関する基準については、国の基準に準じ、平成28年度中に春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正します（1年間の経過措置あり）。

## 2. 地域密着型サービス事業者の更新について

更新指定日	事業区分	申請者	事業所名称	所在地	前回更新指定日	日常生活圏域
H28.1.1	認知症対応型 通所介護	株式会社 クレメンティア	デイサービス 瑞穂	春日井市浅山町 2丁目4番地21	H22.1.1	中央地区

介護保険法第78条の12及び第115条の21より、指定の更新については、平成18年4月の介護保険法改正により、介護サービスの質を確保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して、適切なサービス提供を行うことができるかなどを定期的に確認する必要があるとして、指定の更新制が導入され、事業者は6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います。

### 3. 平成28年度地域密着型サービス事業者選定について

#### ●応募状況

事業種類	日常生活圏域	整備 予定数	応募 事業者数
小規模多機能型居宅介護	坂下地区 高蔵寺東部地区 高蔵寺西部地区	2ヶ所	1事業者
	南部地区 西部地区	1ヶ所	1事業者
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	坂下地区 高蔵寺東部地区 高蔵寺西部地区	1ヶ所	3事業者
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	南部地区 西部地区	1ヶ所	2事業者



# 3. 平成28年度地域密着型サービス事業者選定について

## ●選定結果

小規模多機能型居宅介護・小規模特別養護老人ホーム・・・0事業者  
認知症対応型共同生活介護・・・1事業者

## ●選定事業者

事業者名 株式会社アバンセライフサポート  
事業所名 グループホーム ところ高蔵寺（仮称）  
所在地 気噴町北2丁目95番地  
指定年月日 平成29年2月1日（予定）

